第6章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の周知・広報

本計画の着実な実施に向け、計画に掲げた目指す姿や施策の基本的方向性等が、教育関係者や保護者をはじめ広く県民に共感・共有されるよう、広報誌、ホームページなど多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動等に努め、計画の周知を図ります。

また、計画を推進していく中で、必要に応じて児童生徒、保護者、県民、教育関係者等の意識調査を行うなど、教育全般に関する要望・意見を適切かつ十分に把握することに努めます。

2 計画の推進にあたっての関係機関等との連携

(1) 市町・市町教育委員会との連携

教育施策を円滑かつ効果的に実施するためには、県と市町及び市町教育委員会が、それぞれの適切な役割分担のもと、相互に連携・協力することが不可欠です。緊密な連携・協力などを通じて、本県教育のより一層の充実を図っていきます。また、市町及び市町教育委員会が本計画の実現に向けて実施する、地域の特性を活かした創意工夫ある取組に対して、必要な支援を行うとともに、それらの成果を積極的に県全体に波及させるよう努めます。

(2) 家庭や地域、企業や大学、関係団体等との連携・協働

本計画の実現には、行政や学校だけではなく、子どもの教育に対する第一義的責任を有する家庭をはじめ、子どもたちの健全な育成を支え、学んだことを生かして考え、実践する場である地域、専門的な知識や最新の技術を有する企業や大学等との連携が不可欠です。

家庭や地域、企業や大学、関係機関等がそれぞれの教育力を高め、その役割を果たし、力を発揮しながら、県民が一体となった効果的な取組を推進します。

(3) 国に対する要請等

国は、教育制度の枠組みや学習指導要領等の基準の制定、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上を図ることなどの役割を担っています。

本計画の推進にあたっては、国が示す教育施策についての方向性を踏まえ、国の助成制度や施策を効果的に活用するとともに、必要に応じて制度の見直しや施策の提案、財政上の措置などを国に対して要請していきます。

3 計画の進捗管理

本計画の着実な推進にあたっては、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action)のPDCAサイクルに基づく、定期的かつ適切な進捗管理が必要です。

本計画の成果指標の進捗状況等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条に基づき「長崎県教育振興会議」による定期的な点検及び評価を行い、意見や提 案をいただくほか、広く県民にも公表することとしています。

こうした取組により、効果的な教育行政の推進を図り、県民への説明責任も果たしていきます。